

【資料編】

1. 地域計画作成の実施体制と経過
2. 推進体制一覧
3. 指定等文化財一覧
4. 三陸ジオパークサイト一覧
5. 報告書等刊行物一覧
6. 歴史文化に関するアンケート集計結果
7. 宮古市文化財保護条例・要綱
8. 地域計画の骨子（課題－方針－取り組み 対応表）

1. 地域計画作成の実施体制と経過

地域計画作成の実施体制

【宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会】

任期 自 令和3年 8月 1日

至 地域計画の策定が完了した日

氏 名	選出区分	主たる経歴
【会長】 熊谷 常正	関係団体の役職員	宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム運営協議会
【副会長】 中嶋 勝司	関係団体の役職員	宮古市郷土芸能団体連絡協議会
柳 澤 忠昭	学識経験者	宮古市三陸ジオパーク学術アドバイザー
濱 田 宏	学識経験者	公益財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
海 津 ゆりえ	学識経験者	文教大学国際学部
青 柳 かつら	学識経験者	北海道博物館
武 内 寛	関係団体の役職員	宮古市文化財保護審議会
星 和 子	関係団体の役職員	宮古市北上山地民俗資料館運営委員会 (～令和5年3月31日)
藤 島 洋 介	関係団体の役職員	宮古市北上山地民俗資料館運営委員会 (令和5年8月1日～)
松 本 徹	関係団体の役職員	一般社団法人陸中宮古青年会議所
藤 田 和 也	関係行政機関の職員	宮古自然保護官事務所 (～令和5年3月31日)
高 辻 陽 介	関係行政機関の職員	宮古自然保護官事務所 (令和5年4月3日～)
岩 渕 けい計	関係行政機関の職員	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課 (～令和5年3月31日)
佐 藤 淳 一	関係行政機関の職員	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課 (令和5年4月3日～)
赤 沼 真知子	関係行政機関の職員	産業振興部観光課
三 浦 志津香	関係行政機関の職員	教育委員会事務局生涯学習課 (～令和4年3月31日)
澤 田 満 穂	関係行政機関の職員	教育委員会事務局生涯学習課 (令和4年4月1日～)
在 原 歌 織	公募による者	浄土ヶ浜ビジターセンター
福 原 隆 泰	公募による者	元地域おこし協力隊

【宮古市文化財保護審議会】

任期 自 令和3年9月1日
至 令和5年8月31日

氏 名	選出区分	主たる経歴
【会長】 佐々木 信 一	学識経験者	元県埋蔵文化財センター職員
【副会長】 武 内 寛	学識経験者	岩手県自然保護指導員
尾 形 洋 一	学識経験者	チョウセンアカシジミの会代表
神 楽 栄 子	学識経験者	宮古地方食の匠の会会長
辻 和 宏	学識経験者	刀匠
豊 坂 一 寿	学識経験者	川井郷土芸能団体連絡協議会事務局長
中 嶋 勝 司	学識経験者	宮古市郷土芸能団体連絡協議会会長
畠 山 悟	学識経験者	宮古市PTA連合会（～令和4年6月30日）
佐々木 優	学識経験者	宮古市PTA連合会（令和4年7月1日～）
古 館 百合子	学識経験者	環境省 宮古自然保護官事務所アクティブレンジャー
柳 澤 忠 昭	学識経験者	宮古市三陸ジオパーク学術アドバイザー

任期 自 令和5年9月1日
至 令和7年8月31日

氏 名	選出区分	主たる経歴
【会長】 佐々木 信 一	学識経験者	元県埋蔵文化財センター職員
【副会長】 武 内 寛	学識経験者	岩手県自然保護指導員
池 田 理 恵	学識経験者	環境省 宮古自然保護官事務所アクティブレンジャー
尾 形 洋 一	学識経験者	チョウセンアカシジミの会代表
小野寺 康 仁	学識経験者	宮古市PTA連合会
神 楽 栄 子	学識経験者	宮古地方食の匠の会会長
高 畑 裕莉香	学識経験者	みやこハーバーラジオ
豊 坂 一 寿	学識経験者	川井郷土芸能団体連絡協議会事務局長
中 嶋 勝 司	学識経験者	宮古市郷土芸能団体連絡協議会会長
柳 澤 忠 昭	学識経験者	宮古市三陸ジオパーク学術アドバイザー

地域計画作成の経過

開催日時・期間	会議・公開講座等	開催会場	開催概要
令和3年10月14日(木)	第1回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会	宮古市民文化会館展示室	○文化財保存活用地域計画について ○宮古市における文化財の概要 ○宮古市文化財保存活用地域計画の策定について
令和4年1月21日(金)	第2回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会	宮古市民文化会館展示室	○令和3年度の計画報告と令和4年度の予定について ○「宮古市文化財保存活用地域計画」案について ※第2章「宮古市の概要」、第4章「宮古市の歴史文化の特徴」、関連文化財群の設定について検討
1月22日(土)	第1回公開講座	崎山公民館多目的ホール	○「地質調査(崎山の蠟燭岩)の結果報告 講師:柳澤忠昭 氏 ○「宮古の中世城館一室町・戦国時代を中心に」講師:室野秀文 氏 ○宮古の宝さがし(参加者アンケート)
2月3日(木)	令和3年度第2回宮古市文化財保護審議会	崎山公民館多目的ホール	○「宮古市文化財保存活用地域計画」案についての意見聴取
7月15日(金)	第3回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会	宮古市民文化会館展示室	○経過報告について ○「宮古市文化財保存活用地域計画」案について ※第1章～第5章、第7章「関連文化財群の設定」について検討
7月16日(土)	第2回公開講座	崎山公民館多目的ホール	○「みやこの「宝」とは?～地域の文化財を考える～」講師:熊谷常正 氏 ○「北上山地の希少動植物について」講師:武内寛 氏 ○宮古の宝さがし(参加者アンケート)
8月25日(木)	令和4年度第1回宮古市文化財保護審議会	崎山公民館多目的ホール	○「宮古市文化財保存活用地域計画」案についての意見聴取
10月28日(土)	第4回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会	崎山公民館多目的ホール	○経過報告について ○「宮古市文化財保存活用地域計画」案について ※第6章「文化財の保存・活用の方針」、第7章「関連文化財群の設定」について検討
10月29日(日)	第3回公開講座	崎山公民館多目的ホール	○「観光の視点で文化財を活かすー全国・県内の事例ー」講師:海津ゆりえ 氏 ○「宮古市の地質と化石」講師:望月貴史 氏 ○宮古の宝さがし(参加者アンケート)
令和5年1月19日(木)	令和4年度第2回宮古市文化財保護審議会	崎山公民館多目的ホール	○「宮古市文化財保存活用地域計画」案についての意見聴取
令和5年2月10日(金)	第5回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会	崎山公民館多目的ホール	○経過報告について ○「宮古市文化財保存活用地域計画」案について ※第6章「文化財の保存・活用の方針」以降について検討

開催日時・期間	会議・公開講座等	開催会場	開催概要
2月11日(土)	第4回公開講座	崎山公民館多目的ホール	○「知られざる古代宮古を考える～田鎖車堂前遺跡を中心に～」講師：福島正和氏 ○「謎多き中世宮古を考える～閉伊氏を中心に～」講師：高橋和孝氏 ○宮古の宝さがし（参加者アンケート）
令和5年5月12日(金)	第6回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会	崎山公民館多目的ホール	○経過報告について ○「宮古市文化財保存活用地域計画」案について ※第1章～第11章（修正案）について検討
5月13日(土)	第5回公開講座	崎山公民館多目的ホール	○「文化財の活用事業について－博物館・埋蔵文化財センターにおける事例－」 講師：濱田 宏 氏 ○「高齢者参加型の地域資源マップづくりと地域学習の取り組みについて」 講師：青柳 かつら 氏 ○宮古の宝さがし（参加者アンケート）
8月23日(水)	第7回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会	崎山公民館多目的ホール	○経過報告について ○「宮古市文化財保存活用地域計画」案について ※第1章～第11章（修正案）について検討
10月5日(木)	令和5年度第1回宮古市文化財保護審議会	崎山公民館多目的ホール	○「宮古市文化財保存活用地域計画」案についての意見聴取
10月16日(月) ～11月6日(月)	パブリックコメント	—	○地域計画について、広く市民から意見を聴くために実施（市ホームページ、市の施設（22箇所）、22日間）
令和6年1月18日(木)	令和5年度第2回宮古市文化財保護審議会	崎山公民館多目的ホール	○「宮古市文化財保存活用地域計画」案についての意見聴取
令和6年1月25日(木)	第8回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会	崎山公民館多目的ホール	○経過報告及び今後の予定について ○「宮古市文化財保存活用地域計画」案について ※最終案について検討

聞き取り調査「地域の宝さがし」調査経過

No.	調査地区	調査日	調査人数	調査場所
1	崎山地区	令和3年12月9日(木)	4	崎山公民館和室
2	津軽石地区	令和3年12月23日(木)	3	津軽石公民館会議室
		令和4年2月18日(金)	3	津軽石公民館会議室
3	小国地区	令和4年1月6日(木)	8	小国地区地域振興センター大会議室
4	門馬地区	令和4年2月10日(木)	6	門馬地区地域振興センター大会議室
5	山口地区（田代）	令和4年6月9日(木)	3	旧亀岳小学校家庭科室
6	川井地区	令和4年10月4日(火)	7	川井地区地域振興センター大会議室
7	花輪地区	令和4年10月18日(火)	5	花輪農村文化伝承館
8	田老地区	令和4年12月21日(水)	5	田老公民館教養室
9	重茂地区	令和5年1月18日(水)	7	重茂漁協会議室
10	千徳地区	令和5年1月20日(金)	5	千徳公民館研修室
11・12	新里地区（茂市・刈屋）	令和5年1月24日(火)	7	新里福祉センター相談室
13	鍬ヶ崎地区	令和5年3月20日(月)	7	鍬ヶ崎公民館
14	磯鷄地区	令和5年3月24日(金)	2	磯鷄幼稚園
15	宮古地区	令和5年3月30日(木)	4	末広町商店街振興組合

2. 推進体制一覧

	事務分担表
行政(宮古市) 【文化財所管課】	【教育委員会事務局 文化課】 (学芸係) ○文化財に係る施策の企画及び推進、文化財の調査研究及び保護、文化財保護審議会、崎山貝塚縄文の森公園に関すること、指定等文化財の保存管理、文化財の普及公開活用、国指定史跡「崎山貝塚」の調査研究及び保存整備、ふれあい文化ボランティアに関すること、北上山地民俗資料館の管理運営 (埋蔵文化財センター) ○埋蔵文化財の保存、埋蔵文化財の公開活用、埋蔵文化財の調査研究、墓目埋蔵文化財収蔵庫の維持管理、埋蔵文化財の発掘調査と整理作業 (文化係) ○芸術文化に係る施策の企画及び推進、市民文化会館に関すること (市史編さん室) ○市史編さんに関すること、市史編さん委員に関すること、市史編さん資料の収集及び調査研究、民俗文化財の調査研究及び保護、寄生木記念館資料に関すること 所管施設 宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム、宮古市北上山地民俗資料館・小国分館 職員 13 名（うち埋蔵文化財の専門職員 3 名、民俗文化財の専門職員 2 名、文化財全般の専門職員 3 名）
行政(宮古市) 【主な関連部署】	【総務部 デジタル推進課】 ○行政及び地域のデジタル化の総合的な企画及び調整並びに推進 【企画部 企画課 地域創生交流推進室 広報係】 ○総合計画の策定及びその推進、過疎地域自立促進市町村計画、国土強靱化地域計画市民参画、地域創生の総合的な企画及び調整並びに推進、宮古地域自治区及び宮古地域づくり協議会に関すること、広報の編集・発行、市ホームページ・SNS 等に関すること 【企画部 田老総合事務所】 ○田老地域自治区に関すること、田老地域づくり協議会に関すること、道の駅たろう、末前神楽伝承館等の維持管理、田老庁舎跡地活用に関すること 【企画部 新里総合事務所】 ○新里地域自治区に関すること、新里地域づくり協議会に関すること、閉伊川流域振興事業、閉伊川遊イング事業 【企画部 川井総合事務所】 ○川井地域自治区に関すること、川井地域づくり協議会に関すること、木の博物館、道の駅区界高原、道の駅やまびこ館、薬師塗漆工芸館、区界高原ウォーキングセンター、タイマグラ観光施設 【エネルギー・環境部 環境課】 ○環境保全に関する総合的な企画及び推進、環境基本計画の推進、十二神山自然観 【産業振興部 産業支援センター】 ○産業立市ビジョン実行計画の進行管理に関すること 【産業振興部 観光課】 ○観光に関する総合調整、産業立市ビジョン・観光振興ビジョンに関すること、観光審議会に関すること、インバウンド観光対策事業、三陸復興国立公園協会に関すること、森・川・海体験交流事業、浄土ヶ浜園地内道路管理業務、みちのく潮風トレイル、浄土ヶ浜ビジターセンター運営協議会、学ぶ防災事業、遊覧船活用周遊体験型観光推進事業、三陸ジオパークに関する総合調整、三陸ジオパークの推進に関すること 【産業振興部 農林課】 ○鳥獣被害防止対策に関すること、花輪農村文化伝承館の維持管理 【産業振興部 水産課（岩手県立水産科学館）】 ○企画展・イベントの実施に関すること、宮古市教育委員会文化課施設との協力連携に関すること、体験学習に関すること、資料の調査・研究に関すること

行政(宮古市) 【主な関連部署】	事務分担表
	【都市整備部 都市計画課】 ○風致地区の制限に関すること、都市計画審議会に関すること、都市公園等の維持管理に関すること
	【危機管理監 危機管理課】 ○市の危機管理の総合調整、地域防災計画に関すること、地区防災計画に関すること、総合防災ハザードマップに関すること、自主防災組織に関すること
	【教育委員会事務局 総務課】 ○教育行政の施策の企画及び総合調整に関すること、宮古市教育振興基本計画に関すること、教育機関の施設の整備及び営繕に関すること
	【教育委員会事務局 学校教育課】 ○学校教育行政の方針に関すること、学校教育及び学習指導に関すること
	【教育委員会事務局 生涯学習課】 ○生涯学習推進本部の事務に関すること、社会教育委員会議に関すること、社会教育関連施設の連絡・調整に関すること、生涯学習の普及奨励に関すること、生涯学習関係団体の支援に関すること 所管施設 公民館（中央公民館、中央公民館分館、山口公民館、千徳公民館、田老公民館、刈屋公民館）、生涯学習センター（新里、川井）、市立図書館

※事務分担表及び所管施設等は、主に文化財の保存・活用に係る事項を記載（令和5年度）

文化財所有者	国、学校等 寺院、神社 保持団体（保存会等） 個人
--------	------------------------------

市民団体	ふれあい文化ボランティア 小国分館友の会 NPO法人 観光ボランティア 歴史、環境、まちづくり等に関わる各種市民団体
------	--

地域	地域住民 学校 自治会
----	-------------

民間事業者	観光施設 民間施設 指定管理者 一般社団法人宮古観光文化交流協会 シネマ・デ・アエルプロジェクト 重茂漁業協同組合 末広町商店街振興組合 など
-------	---

専門家	宮古市文化財保護審議会 宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム運営協議会 宮古市北上山地民俗資料館運営委員会 国指定史跡崎山貝塚史跡整備検討委員会（仮称） 大学等研究機関 岩手県立博物館等の県内博物館 岩手ヘリテージマネージャー 公益財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
-----	---

行政 【関係機関、施設】	環境省東北地方環境事務所 宮古自然保護官事務所 文化庁 岩手県環境生活部 自然保護課 岩手県文化スポーツ部 文化振興課 岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化財課 三陸ジオパーク推進協議会 岩手県警察 宮古警察署 宮古広域消防局 宮古消防署 田老消防署 新里消防署 川井消防署
-----------------	--

3. 指定等文化財一覧表

①国指定文化財、国登録文化財

種 別		名 称		所在地	指定年月日
重要有形民俗文化財		1	北上山地川井村の山村生産用具コレクション	川井	平成15. 2. 20
重要無形民俗文化財		2	黒森神楽	山口	平成18. 3. 15
記念物	史 跡	3	崎山貝塚	崎山	平成 8. 7. 16
	名 勝	4	浄土ヶ浜	日立浜町	平成24. 1. 24
	特別天然記念物	5	早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落	江繁・門馬	昭和 3. 2. 7 昭和32. 6. 19 (特別天然記念物) 平成 2. 12. 19 (追加指定)
	天然記念物	6	日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地	崎鍬ヶ崎	昭和10. 12. 24
		7	崎山の潮吹穴	崎鍬ヶ崎	昭和14. 9. 7
		8	崎山の蠟燭岩	崎鍬ヶ崎	昭和14. 9. 7
		9	早池峰山のアカエゾマツ自生南限地	門馬	昭和50. 2. 18

種 別	名 称	所在地	指定年月日
登録有形文化財(建造物)	10 盛合家住宅主屋	津軽石	平成 9. 10. 22
登録有形文化財(建造物)	11 旧東屋酒造店店舗兼主屋	本町	平成31. 3. 29
登録有形文化財(建造物)	12 旧東屋酒造店酒蔵	本町	平成31. 3. 29
登録有形文化財(建造物)	13 旧東屋酒造店質蔵	本町	平成31. 3. 29
登録記念物(名勝)	14 盛合氏庭園	津軽石	平成24. 1. 24

②県指定文化財

種 別		名 称	所在地	指定年月日
有 形 文化財	彫 刻	15 獅子頭	宮町	昭和38. 12. 24 昭和58. 12. 13 (追加指定)
		16 木造虚空蔵菩薩坐像	長根	令和 2. 4. 7
	考古資料	17 鉄鉢	山口	昭和38. 12. 24
		18 長根古墳群出土品	崎山	平成 6. 5. 17
	歴史資料	19 雲龍文透し地紵九條袷袷 附伝衣贈記・大衣帛紗	盛岡市	昭和55. 3. 4
		20 漁具類聚	磯鷄	平成22. 3. 2
民俗文化財	無形民俗	21 田代念佛剣舞	区界	令和 2. 11. 13
記念物	史 跡	22 一石一字経塚	舘合町	昭和50. 3. 4
	名 勝	23 浄土ヶ浜	日立浜町	昭和29. 4. 5
	天然記念物	24 佐賀部のウミネコ繁殖地	向山	昭和34. 3. 17
		25 三王岩	青砂里	平成 4. 9. 4
		26 田鎖神社のブナ・イヌブナ林	田鎖	平成22. 3. 2

③市指定文化財

種 別		名 称	所在地	指定年月日
有形文化財	建造物	27 黒森神社本殿	山口	平成 2. 7. 19
		28 小山田薬師堂厨子	小山田	昭和55. 5. 29
		29 寺院大圓寺	小国	平成元. 12. 12

有形文化財	絵 画	30 杉戸絵	沢田	平成元. 6. 27
	彫 刻	31 阿弥陀如来像	長根	昭和31. 4. 11
		32 延命地藏	蛸の浜町	昭和37. 4. 18
		33 聖観音像	蛸の浜町	昭和37. 4. 18
		34 聖観世音菩薩立像	藤原	平成元. 6. 27
		35 釈迦三尊像	神田沢町	昭和54. 7. 24
		36 毘沙門天像	小山田	昭和37. 4. 18
		37 常安寺本堂欄間彫刻	沢田	平成元. 6. 27
		38 大日如来像	腹帯	平成10. 7. 24
		39 役の行者・二鬼像	腹帯	昭和51. 4. 21
	工 芸 品	40 小山田薬師堂本尊懸仏	小山田	昭和55. 5. 29
		41 鰐口	田代	平成 5. 12. 22
		42 鰐口	田代	平成 5. 12. 22
		43 鰐口	宮町	昭和61. 6. 25
		44 梵鐘	宮町	昭和61. 6. 25
		45 十八間星兜鉢	腹帯	平成21. 5. 21
		46 三十二間筋兜	腹帯	平成21. 5. 21
		47 三十四間筋兜	崎山	平成21. 5. 21
		48 金銅独尊坐像懸仏	川井	平成元. 12. 12
		49 銅梅花双鳥鏡	川井	平成元. 12. 12
		50 銅亀甲地双鳥鏡	川井	平成元. 12. 12
		51 銅菊花散双鳥鏡	川井	平成元. 12. 12
		52 銅蓬萊鏡	川井	平成元. 12. 12
	古 文 書	53 黒森神社普請古文書	宮町	平成 5. 12. 22
	考古資料	54 蕨手刀	松山	昭和54. 7. 24
		55 パレオパラドキシアの束歯の化石	茂市	平成10. 7. 24
	歴史資料	56 暦応の碑	熊野町	昭和30. 8. 8
		57 鴨墳の碑	光岸地	昭和32. 12. 25
		58 織部灯籠	光岸地	昭和32. 12. 25
		59 絵入追分道標	田代	昭和54. 7. 24
		60 幕軍勇士墓碑	藤原	昭和54. 7. 24
		61 鞭牛碑群	長沢・築地	平成 3. 7. 25
		62 牧庵鞭牛新道供養碑	茂市	平成 7. 3. 6
		63 牧庵鞭牛道供養碑	墓目	昭和51. 4. 21
		64 牧庵鞭牛道路開削工具	茂市	昭和51. 4. 21
		65 鞭牛使用の大般若経	茂市	平成10. 7. 24
		66 湯本開山牌	和井内	平成10. 7. 24
		67 応永石塔婆碑	腹帯	昭和51. 4. 21
		68 追分碑	越田	昭和59. 1. 23
		69 元禄碑	館が森	昭和59. 1. 23
		70 褒岩の道供養碑	褒岩	平成21. 2. 2
		71 老木の道供養碑	老木	平成21. 2. 2
		72 岡村岩屋の道供養碑	岡村	平成21. 2. 2
		73 鞭牛道供養碑	花原市	平成31. 3. 25
		74 昭和三陸地震津波写真乾板	崎山	平成31. 3. 25
民俗文化財	有形民俗	75 小山田薬師堂湯点釜	小山田	昭和55. 5. 29
		76 貫頭式おしらさま木像	川井	平成元. 12. 12

民 俗 文化財	無形民俗	77 牛伏念仏剣舞	牛伏	平成 6. 11. 21
		78 田代念仏剣舞	田代	平成 6. 11. 21
		79 花輪鹿子踊り	花輪	平成 6. 11. 21
		80 末前神楽	末前	昭和59. 1. 23
		81 畑鹿子踊躍	畑	昭和61. 6. 25
		82 摂待七ツ物	摂待	昭和61. 6. 25
		83 和井内清水獅子踊	和井内	平成 8. 4. 15
		84 和井内中郡念佛踊	和井内	平成 8. 4. 15
		85 下刈屋大念佛剣舞	刈屋	平成 8. 4. 15
		86 茂市鹿子踊	茂市	平成 8. 4. 15
		87 墓目鹿子踊	墓目	平成 8. 4. 15
		88 小沢獅子踊り	小沢	平成21. 5. 21
		89 津軽石さんさ踊り	津軽石	平成21. 5. 21
		90 長沢剣舞	長沢	平成21. 5. 21
		91 南川目さんさ踊り	長沢	平成21. 5. 21
		92 末角神楽	小国	平成元. 12. 12
		93 江繋早池峰神楽	江繋	平成元. 12. 12
		94 夏屋鹿踊	夏屋	平成元. 12. 12
		95 箱石鹿踊	箱石	平成元. 12. 12
		96 末角鹿踊	小国	平成元. 12. 12
		97 川井御戸入	川井	平成元. 12. 12
		98 箱石こうきりこ	箱石	平成元. 12. 12
		99 末角笠踊り	小国	平成18. 12. 1
		100 川内念佛剣舞	川内	平成18. 12. 1
		101 湯澤虎舞	小国	平成20. 1. 31
		102 川内鹿踊	川内	平成21. 2. 2
		103 湯澤鹿踊	小国	平成21. 2. 2
		104 江繋剣舞	江繋	平成21. 9. 1
		105 川井豊年踊り	川井	平成21. 9. 1
		106 南部木挽唄	川井	令和 4. 2. 16
記念物	史 跡	107 幻住庵祇川反古塚	長根	昭和54. 7. 24
		108 筆塚	鯨ヶ崎上町	昭和54. 7. 24
		109 官軍勇士の墓	中里団地	昭和54. 7. 24
		110 官軍小西周右衛門の墓	沢田	昭和54. 7. 24
		111 十三仏と岩屋	長沢	昭和58. 10. 24
		112 長根寺桜庭氏墓所	長根	平成 2. 7. 19
		113 根城館跡	老木	昭和31. 4. 11
		114 磯鶏蝦夷森貝塚	磯鶏	昭和31. 4. 11
		115 腹帯配石遺構群	腹帯	平成 4. 3. 10
		116 久慈忠左衛門源治氏の墓	摂待	平成 6. 12. 19
		117 大梵天館跡	小国	平成元. 12. 12
		118 早坂一里塚	箱石	平成21. 2. 2
	天然記念物	119 公孫樹	宮町	昭和32. 12. 25
		120 こぶしの木	赤前	昭和37. 4. 18
		121 チョウセンアカシジミ	田代川・神田川・摂待川流域	昭和59. 1. 23 (旧田老町指定) 昭和61. 7. 1 (旧宮古市指定)

記念物	天然記念物	122 檜内の駒止め桜	古田	昭和59. 1. 23
		123 白山神社の櫻の木	和蒔	昭和59. 1. 23
		124 赤松の巨木	小田代	平成10. 10. 1
		125 ブナの巨木	鈴子沢	平成10. 10. 1
		126 メタセコイア	館が森	平成10. 10. 1
		127 摂待大島	摂待	平成 6. 10. 1

4. 三陸ジオパークサイト一覧

サイト名	分類	概要
早池峰山	ジオサイト 生態系サイト	北上山地の最高峰で、その周辺は南部北上帯と北部北上帯の境界にあたります。4億年以上前（古生代前期）の岩石からなり、その古さは国内有数です。早池峰山そのものは、大部分が接触変成を受けた蛇紋岩でできており、蛇紋岩地帯特有の高山植物群落が見られ、南側の薬師岳とともに「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」として国の特別天然記念物に指定されています。また、「早池峰山のアカエゾマツ自生南限地」は国の天然記念物に指定されています。早池峰山と薬師岳一帯は、「早池峰国定公園」に指定されています。
薬師川溪流の古生界	ジオサイト	早池峰山麓を源流とする薬師川一帯は、海洋プレートの岩石や海底の堆積物からできています。4億年以上前（古生代前期）の地層で、川の下流側が古く（かんらん岩・斑れい岩）、上流側が新しい（泥岩・砂岩・凝灰岩）海洋プレートの痕跡を観察できます。
腹帯の混在岩	ジオサイト	北部北上帯のほとんどは、深海で堆積した頁岩やチャートからなりますが、砂岩や石灰岩等の浅い海で堆積した岩石が、レンズ状あるいはブロック状に含まれます。そのような状態の岩石を「混在岩」といいます。混在岩は、海底谷や海底地すべりによって深海に達した流下物が混じることによりつくられるとされます。混在岩等の様々な岩石が閉伊川に侵食されて、川が蛇行し平地がつくられました。
十二神山	生態系サイト	重茂半島の十二神山（約731m）と月山（約456m）は、1億3千万年前頃に海底に噴出してできた固い岩石が、さらに宮古花崗岩による接触変成を受けて形成されているため、周囲より高い山となりました。十二神山の東麓には、低い標高でありながら、太平洋沿岸型の冷温帯を代表する希少な「ブナースズタケ群落」が見られます。
鮫ヶ崎	ジオサイト 生態系サイト	東経142度4分21秒の本州最東端の地、鮫ヶ崎も1億3千万年前の火山活動により形成された風化や侵食に強い岩石でできているため、重茂半島のなかで東に突き出た岬となりました。1902（明治35）年に鮫ヶ崎灯台が建設され、灯台周辺は標高30m前後の海岸段丘が広がっています。
三王岩 （県指定天然記念物）	ジオサイト	田老の三王岩は、男岩（高さ37m）、女岩（同21m）、太鼓岩（同13m）の3つの奇岩が並び、宮古層群を代表する景観です。男岩は下部（羅賀層）と上部（田野層）が隆起し、1万年もの間に波に侵食されて形成されました。太鼓岩は、男岩の上部（田野層）の一部が落下したことがわかります。
潮吹穴 （国指定天然記念物）	ジオサイト	宮古層群田野層の内部に雨水と波の侵食によって空洞がつくれ、そこへ海水が入って上部の割れ目から海水が吹き上がります。潮位や波の強さによって、最大30mほどの高さまで吹き上がり、全国有数の高さです。
日出島 （国指定天然記念物）	ジオサイト 生態系サイト	海岸から600m沖の無人島・日出島は、白亜紀に堆積してできた宮古層群で形成され、絶滅危惧種の高島クロシジロウミツバメの繁殖地として、国指定天然記念物になっています。
浄土ヶ浜 （国・県指定名勝）	ジオサイト 生態系サイト	宮古市を代表する景勝地・浄土ヶ浜は白くとがった岩が特徴です。この白い岩石は流紋岩で、4千4百万年前（新生代古第三紀）に地下でマグマが上昇し、冷えて固まったものです。冷え固まる時に生じた節理（割れ目）に沿って、侵食が進み、現在の景観が形成されました。
ローソク岩 （国指定天然記念物）	ジオサイト	浄土ヶ浜の北に位置する大沢漁港の近くに、ローソクが立っているように見える「崎山の蠟燭岩」がそびえ立ちます。高さ約40mの白い岩の柱は、浄土ヶ浜と同時期にできた流紋岩が貫入してできた岩脈で、水平方向に柱状節理が発達しています。貫入時に破砕された周辺の岩石が侵食され、硬い岩脈部分が残って形成されました。

田老の防潮堤	震災伝承 サイト	1896（明治 29）年の明治三陸大津波と 1933（昭和 8）年の昭和三陸大津波と大きな津波により壊滅的な被害を受けた田老地域（旧田老町）。防潮堤の整備は昭和三陸大津波の翌年（昭和 9 年）から始まり 1978（昭和 53）年に整備が完了しました。町全体を囲む総延長 2,433 m、高さ 10 m の長大な防潮堤は「万里の長城」と呼ばれています。
津波遺構たろう 観光ホテル	震災伝承 サイト	東日本大震災により 6 階建の建物の 4 階まで浸水し、1・2 階は完全に破壊され、その破壊力を感じとることができます。防災意識の向上を目的に、ホテル 6 階から撮影した津波が襲来する映像の上映と、田老防潮堤の上から田老地域の防災の取り組みを紹介する「学ぶ防災」ガイドの取り組みを行っています。また、津波遺構第 1 号になっています。
津波到達点	震災伝承 サイト	1896（明治 29）年の明治三陸大津波の最大波高 15 m・1933（昭和 8）年の昭和三陸大津波の最大波高 10 m を示すプレートが設置されています。東日本大震災ではその高さをはるかに超えているといわれ、津波の脅威と防災の教訓として活用される重要なポイントとなります。
津波記念碑	震災伝承 サイト	田老第一小学校の裏に 1933（昭和 8）年の津波記念碑が建てられており、津波に備える以下の文面が刻まれています。「大地震の後には津浪が来る地震があったら此処へ来て一時間我慢せ 津浪に襲われたら何処でも此の位の高所へ逃げろ 遠くへ逃げては津浪に追付かる 常に近くの高い所を用意して置け」 浄土ヶ浜などにも石碑が建立されています。
震災メモリアルパーク 中の浜	震災伝承 サイト	東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けた中の浜キャンプ場のトイレと炊事棟を、「震災遺構」として保存しています。震災廃棄物の再生資材を活用した「展望の丘（海拔約 15 m）」に登れば、両崖に設置された津波遡上高（最高海拔約 21 m）のサインが目に入り、大津波の高さを想像することができます。
崎山貝塚 （国指定史跡）	文化サイト	姉ヶ崎から続く台地上に位置する縄文時代前期から後期にかけての遺跡で、史跡からは貝塚・集落跡の他、縄文土器、骨角器の釣針や鈎、鯨や鹿の骨が出土し、漁労や狩りによって生活していた縄文人の生活環境や三陸の海との関わりがうかがえます。
黒森神社・黒森神楽	文化サイト 生態系サイト	義経主従は 3 年 3 月にわたって黒森山に籠って行を修め「大般若経」六百巻を書写したという言い伝えがあります。黒森山は古くから地域信仰の拠点だったことがうかがえます。黒森神楽は、2006（平成 18）年 3 月に国の重要無形民俗文化財に指定されています。

5. 報告書等刊行物一覧

	書 籍 名	著者・編集者名	発行者名	発行年
1	岩手県金石志	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1961
2	岩手の民俗芸能 山伏神楽編	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1962
3	岩手の民俗芸能 念仏踊等編	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1966
4	岩手の民俗資料	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1966
5	岩手の民俗芸能 獅子（鹿）踊編	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1970
6	岩手県民俗地図 —民俗文化財緊急分布調査報告書—	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1977
7	宮古市重茂字荒巻地区漁労習俗調査	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1979
8	宮古街道—岩手県「歴史の道」調査報告	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1981
9	浜街道—岩手県「歴史の道」調査報告	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1982
10	岩手の小正月行事調査報告書	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1984
11	岩手県の民謡—民謡緊急調査報告書—	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1985
12	岩手県の近世社寺建築 —近世社寺建築緊急調査報告書—	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1991
13	岩手県の民俗芸能 岩手県民俗芸能緊急調査報告書	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	1997
14	岩手の祭り行事調査報告書	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	2000
15	岩手県の近代和風建築 —岩手県近代和風建築総合調査報告書—	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	2007

16	岩手県の民俗芸能 －岩手県民俗芸能伝承調査報告書－	岩手県教育委員会	岩手県教育委員会	2011
17	南部宮古東屋の「大福帳」	田村忠博	宮古市教育委員会	1978
18	寛政九年藩主巡行盛合家日記覚書	宮古市史編さん委員会	宮古市教育委員会	1979
19	宮古市の自然	宮古市	宮古市	1980
20	宮古市史・漁業交易	宮古市教育委員会	宮古市	1981
21	宮古市の石碑	宮古市教育委員会	宮古市	1984
22	宮古市史資料集・近世一（行政）	宮古市教育委員会	宮古市	1984
23	宮古市史資料集・近世二（検地・検見）	宮古市教育委員会	宮古市	1985
24	宮古市史資料集・近世三（年貢・役銭）	宮古市教育委員会	宮古市	1986
25	宮古市史資料集・近世四（一揆・騒動）	宮古市教育委員会	宮古市	1988
26	宮古市史資料集・近世五（農業・災害）	宮古市教育委員会	宮古市	1989
27	宮古市史資料集・近世六（山林）	宮古市教育委員会	宮古市	1990
28	宮古市史年表	宮古市教育委員会	宮古市	1991
29	宮古市史資料集・近世七－Ⅰ（漁業）	宮古市教育委員会	宮古市	1992
30	宮古市史資料集・近世七－Ⅱ（交易・海難）	宮古市教育委員会	宮古市	1993
31	陸中沿岸地方の廻り神楽（普及版）	宮古市教育委員会	宮古市教育委員会	1993
32	宮古市史民俗編（上・下巻）	宮古市教育委員会	宮古市	1994
33	宮古市史資料集・近世八（商業・鉱業・交通）	宮古市教育委員会	宮古市	1995
34	宮古市史資料集・近世九－Ⅰ（宗教）	宮古市教育委員会	宮古市	1996
35	宮古市史資料集・近世九－Ⅱ（宗教）	宮古市教育委員会	宮古市	1996
36	宮古市戦後五十年誌	宮古市教育委員会	宮古市	1996
37	「神子シンポジウム」報告書	宮古市教育委員会	宮古市	1997
38	陸中沿岸地方の神子舞報告書	宮古市教育委員会	宮古市教育委員会	1997
39	宮古市史資料集・近代一－Ⅰ（漁業）	宮古市教育委員会	宮古市	1999
40	宮古市史資料集・近代一－Ⅱ（漁業）	宮古市教育委員会	宮古市	1999
41	陸中沿岸地方の廻り神楽報告書	宮古市教育委員会	宮古市教育委員会	1999
42	宮古の遺跡発掘史 ～20世紀のみやこ考古学～	宮古市教育委員会	宮古市教育委員会	2001
43	宮古市史資料目録（1）	宮古市教育委員会	宮古市	2006
44	宮古市史資料目録（2）	宮古市教育委員会	宮古市	2007
45	宮古市史資料目録（3）	宮古市教育委員会	宮古市	2008
46	宮古市史資料目録（4）	宮古市教育委員会	宮古市	2010
47	宮古市史資料目録（5）	宮古市教育委員会	宮古市	2012
48	津波と防災―語り継ぐ体験―	田老町	田老町	1969
49	防災の町	田老町誌編纂委員会	田老町教育委員会	1971
50	伝説と民話集ふるさと	田老町役場産業観光課	田老町観光協会	1975
51	田老町史年表 近世編	田老町教育委員会	田老町教育委員会	1982
52	田老の名勝・史跡文化財めぐり	鳥居建一	田老町教育委員会	1983
53	郷土民俗文化遺産ガイドふるさと資料集	田老町教育委員会	田老町教育委員会	1989
54	田老町史資料集・近世一 （旧乙部村肝入文書）	田老町教育委員会	田老町教育委員会	1990
55	田老の古碑	田老町教育委員会	田老町教育委員会	1990
56	田老町史資料集・近世二 （旧乙部村肝入文書）	田老町教育委員会	田老町教育委員会	1991
57	田老の民話	田沢直志	田老町観光協会	1991
58	田老町史資料集・近世三（諸家文書Ⅰ）	田老町教育委員会	田老町教育委員会	1992
59	ふるさと田老人物伝～歴史を築いた人々～	田老町教育委員会	田老町教育委員会	1992
60	田老町史資料集・近世四（諸家文書Ⅱ）	田老町教育委員会	田老町教育委員会	1993
61	田老町史資料集・近世五（町外編）	田老町教育委員会	田老町教育委員会	1995
62	田老町史資料集・近代一	田老町教育委員会	田老町教育委員会	2001
63	田老町史・津波編（田老町津波誌）	田老町教育委員会	田老町教育委員会	2005
64	新里村の地名	小島俊一	新里村教育委員会	1964
65	新里村物語	小島俊一	新里村教育委員会	1966
66	ふるさとガイドブック鞭牛遺跡めぐり	新里村教育委員会	新里村教育委員会	1983

67	新里村史年表（明治以降）	新里村教育委員会	新里村教育委員会	1995
68	新里村史	新里村史編纂委員会	新里村	2001
69	新里村年表	小島俊一	新里村教育委員会	1962
70	新里村の石碑	小島俊一	新里村教育委員会	1963
71	川井村郷土誌（上・下巻）	川井村郷土誌編纂委員会	川井村郷土誌編纂委員会	1962
72	文化財調査報告書第1集 川井村のオシラサマ	川井村教育委員会	川井村教育委員会	1971
73	文化財調査報告書第2集 川井村の民俗資料（小国地区）	川井村教育委員会	川井村教育委員会	1974
74	文化財調査報告書第3集 川井村の民俗資料（江繋地区）	川井村教育委員会	川井村教育委員会	1976
75	川井村郷土誌追録(1) 門馬別当御材木証文早池峰乃ひのき	川井村教育委員会	川井村教育委員会	1977
76	文化財調査報告書第4集 川井村の民俗資料（門馬地区）	川井村教育委員会	川井村教育委員会	1978
77	川井村郷土誌追録(2) 川井村の百姓一揆文書	川井村教育委員会	川井村教育委員会	1980
78	文化財調査報告書第5集 川井村の民俗資料（川内地区）	川井村教育委員会	川井村教育委員会	1982
79	文化財調査報告書第6集 川井村の館跡	川井村教育委員会	川井村教育委員会	1986
80	文化財調査報告書第7集 川井村の民俗資料（箱石地区）	川井村教育委員会	川井村教育委員会	1991
81	北上山地民俗資料館ガイドと資料目録	川井村北上山地民俗資料館	川井村北上山地民俗資料館	1995
82	川井の民話	川井村教育委員会	川井村教育委員会	1995
83	川井村民俗誌民具編 図説・民具とその周辺	川井村教育委員会	川井村教育委員会	2000
84	平成14年度国指定重要有形民俗文化財 「北上山地川井村の山村生産用具コレクション」	川井村教育委員会	川井村教育委員会	2003
85	川井村北上山地民俗誌・上巻	川井村北上山地民俗資料館	川井村教育委員会	2004
86	川井村北上山地民俗誌・下巻	川井村北上山地民俗資料館	川井村教育委員会	2006
87	文化財調査報告書第8集 川井村の民俗資料（川井地区）	川井村教育委員会	川井村教育委員会	2009
88	川井村の郷土芸能調査報告書	川井村北上山地民俗資料館	川井村教育委員会	2009
89	（増補改訂）宮古市の石碑	宮古市教育委員会	宮古市	2010
90	宮古の文化遺産 指定文化財ガイドブック	宮古市教育委員会	宮古市教育委員会	2010
91	宮古文化財事典	宮古市教育委員会	宮古市教育委員会	2010
92	資料集 玄翁の聖鞭牛	宮古市教育委員会	宮古市	2011
93	宮古市の石碑 川井地域編	宮古市教育委員会	宮古市	2018
94	東日本大震災民俗文化財現況調査報告書 岩手県－Ⅰ	東日本大震災民俗文化財現況調査実行委員会	東日本大震災民俗文化財現況調査実行委員会	2012
95	東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 平成23年度活動報告	東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会	東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会	2012
96	全国美術館会議 東日本大震災 文化財レスキュー 事業記録集	全国美術館会議	全国美術館会議	2015
97	東日本大震災宮古市の記録第1巻 津波史編	宮古市東日本大震災記録編集委員会	宮古市	2014
98	東日本大震災宮古市の記録第2巻（上巻） 復興・防災編	宮古市東日本大震災記録編集委員会	宮古市	2017
99	東日本大震災宮古市の記録第2巻（下巻） 記憶伝承編	宮古市東日本大震災記録編集委員会	宮古市	2017
100	宮古の文化財 指定文化財ガイドブック	宮古市教育委員会	宮古市教育委員会	2023

6. 歴史文化に関するアンケート集計結果

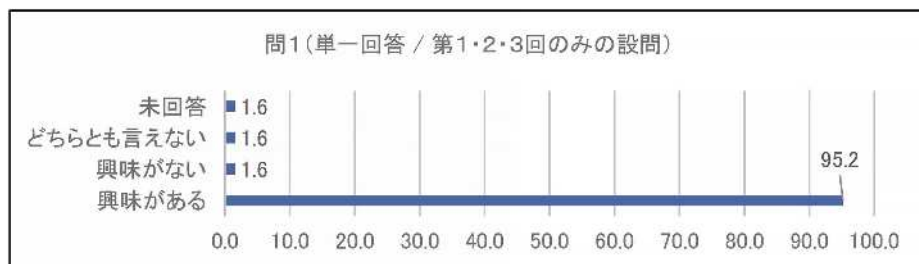
(1) 公開講座アンケート

開催数：全5回

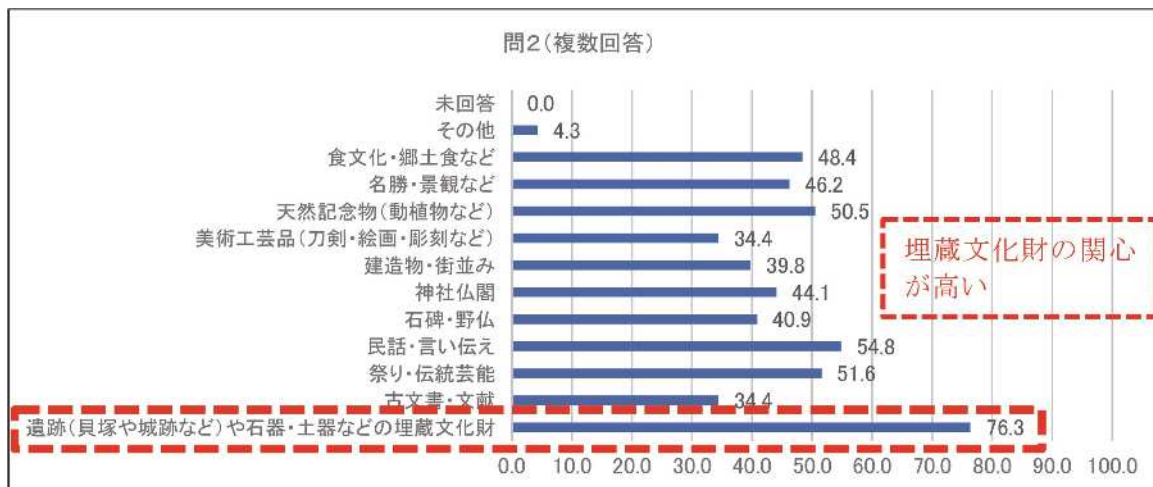
回答者数：93名

グラフ：回答者数と各問の項目における回答数との比率を、パーセンテージで示したものとする。

問1) 歴史や文化に関する話題や講座・イベントなどに興味はありますか？ ※1つのみお選びください



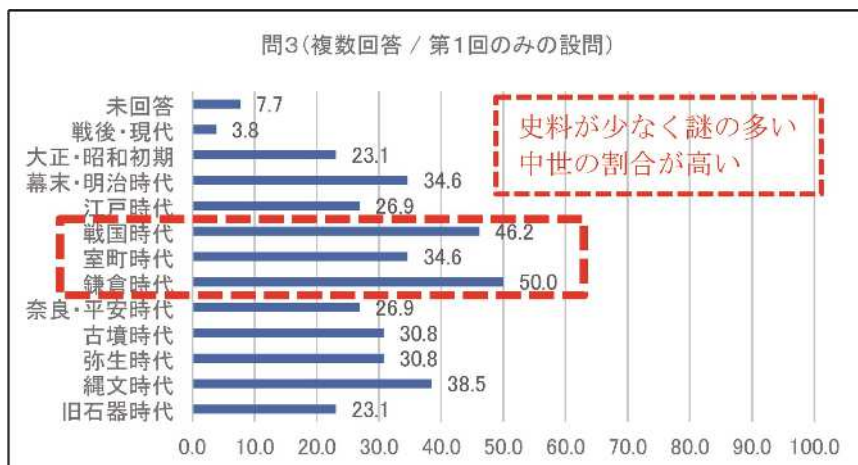
問2) あなたが関心のある文化財は次のうちどれですか？ ※複数回答可



その他の詳細

近代の産業遺産、廃道、橋、トンネルなど。

問3) 興味がある時代を教えてください。 ※複数回答可

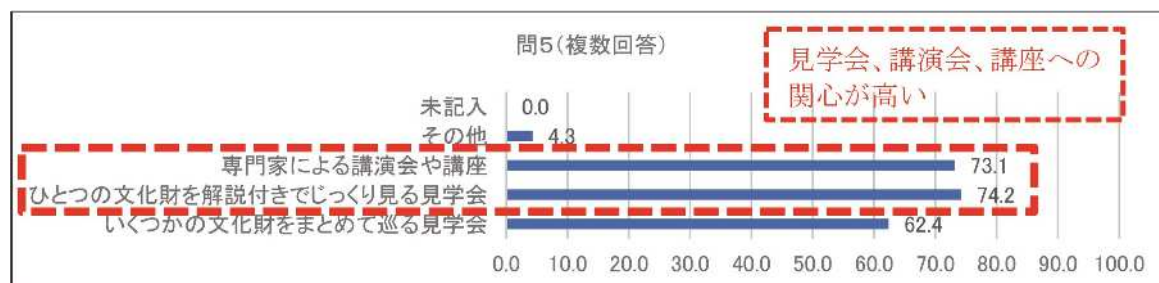


問4)宮古市にある文化財で、あなたが実際に行ったこと・見たことがあるものはどれですか？ ※複数回答可

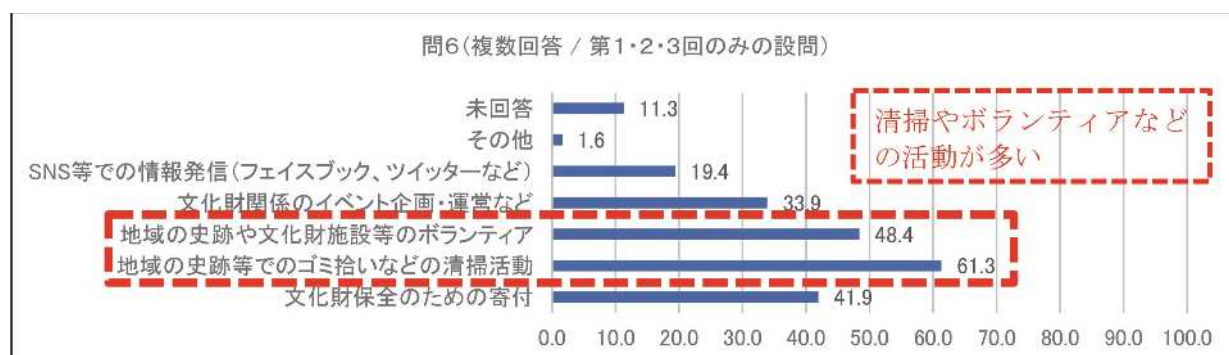


その他の詳細
道路開削碑
早池峰山のアイオン沢外環境保全地域、田鎖神社イヌブナ
大梵天館、根城城址
南部の殿様が町並みづくりの時すわった石

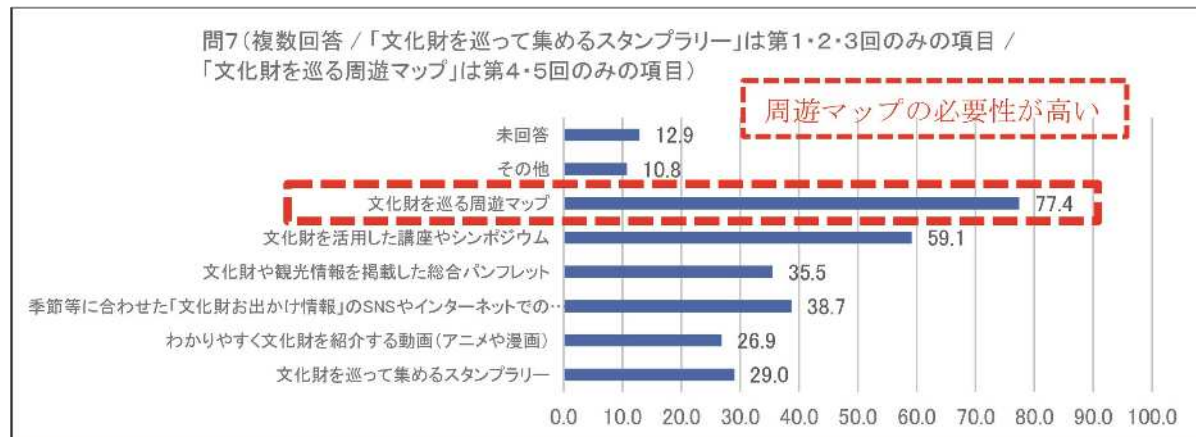
問5)あなたが文化財に関連したイベントで参加したいものはどれですか？ ※複数回答可



問6)文化財に関する活動のうち、あなたが協力できることはどれですか？ ※複数回答可



問7)多くの人が文化財に関心を持つためには、どのようなものが必要だと思いますか？ ※複数回答可



その他の詳細

小中学校へへの出前講座、文化財と地域振興を結びつけた取り組み、VR、文化財事典 など

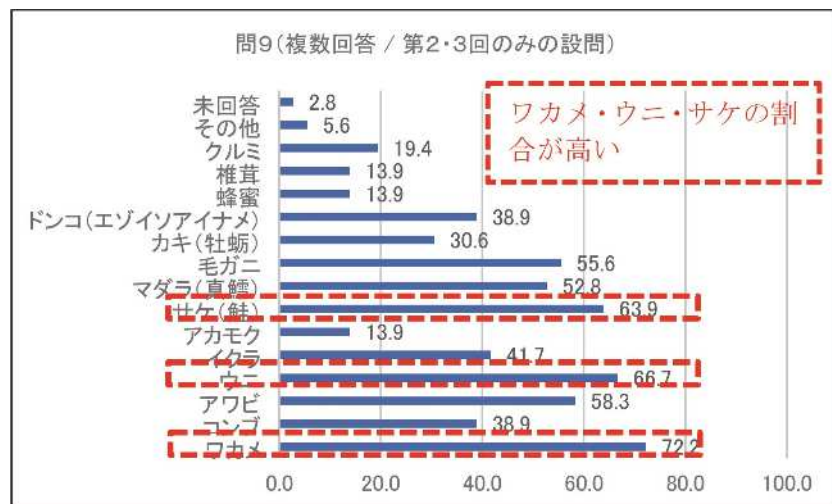
問8)宮古市の郷土料理・菓子と言えば何が挙げられますか？ ※複数回答可



その他の詳細

ゴド(注釈:大豆の煮汁、ふすま、麴、食塩を混ぜて発酵させた調味料)

問9)宮古市の特産品と言えば何が挙げられますか？ ※複数回答可



その他の詳細

雑穀、木の実、紅梅漬など

問10)宮古市において、あなたが友人・知人に訪れることをすすめたい場所はどこですか？

詳 細（第1回のみ設問）
浄土ヶ浜（7人）、黒森神社（3人）、早池峰山（2人）、三王岩（2人）、月山（2人）、川井地域の滝群
御山川にある森林軌道跡、川内－平津戸間の旧街道、御山川にある滑石岩盤
平津戸のチャートの褶曲と断層による崩壊地と滝、通称大峠の滝と呼ばれる氷ばく、蛸の浜、長根寺
黒森神社を歩くコース、とどヶ崎、区界高原、重茂半島、早池峰山、崎山ミュージアム、水産科学館
北上山地民俗資料館、田老鉾山、崎山貝塚、黒森神社の巨木、かわい木の博物館、城跡
潮風トレイルコース

「浄土ヶ浜・黒森神社・自然系が多い」

問11)宮古市について、自慢できるものを1つ選ぶとすれば何ですか？（歴史・文化に関わるもの以外でも結構です。）

詳 細（第1・2・3回のみ設問）
浄土ヶ浜（6人）、黒森神社・神社（4人）、閉伊川の広大な流域と森川海のつながり（2人）
魚、風景、早池峰山の自然とそれにまつわる山村の暮らし全体、魚介類、江戸時代のまちづくり
盛合家住宅、旧東屋酒造店、海と山と川、かわい木の博物館、浄土ヶ浜などの海の景観、宮古弁
早池峰山、100%宮古の水の閉伊川、有名な（貴重な）遺跡が多い、おだやかな気候
縄文時代から残る文化財、北上高地に生息する動植物、海鮮、サケ（宮古トラウトサーモン）
浄土ヶ浜をはじめとする海岸線（リアス式）と豊かな海の幸、タイムグラ、海岸線の美しさ、きれいな海
鮭、ひず生酢、海

「浄土ヶ浜・黒森神社・自然系が多い」

問12)あなたがイメージする「宮古らしさ」とは何だと思えますか？

詳 細（第1・2・4・5回のみ設問）
海仕事、船、ご来光（太平洋からの）、森川海の広い地域での昔からの暮らしと歴史、海
閉鎖的、空の青と海岸の崖や岩石が一体となった景観、美しい海、観光船によってくるかもめ
ほたるが舞う清流の川べり、不便であることにより現代においても手作りの生活が楽しめること
みやこ弁、自然の景観と美味しい海産物を活かした食材や料理、沢山の宝を静かに守って居る
9割を占める森林を適正に管理された景観、「海・山・川」とあるが、やはり海、閉伊氏
「海との共生」港町としての発展、津波からの復興、豊かな海産物、岩手の海の都、広いこと
親切に対応、海と関連づいた暮らし、海、川、山 調和のとれた文化財、海との共生、海洋適応
地域の人々の協力・温かさ、自然豊かな町、景観の美しさと化石などの自然から学べる資料
文化の中に暮らす人々とその生活文化、遺跡や歴史を探究することの出来る場所に関することやその風景
知れば知るほど奥が深い、海、「宮古」という地名から発する歴史、特に横山八幡宮の歴史
方言、言い伝え、郷土食（みそ、正油、酒 etc）。遺跡。景観（浄土ヶ浜、早池峰、閉伊川 etc）
宮古弁、森、川、海が全部あり、面積が広いのでいろいろなものがあるところ、海路伝承の文化
宮古弁や松明かし、秋まつりでの船の形をした山車、サケやアワビ、春いちばん、タラ、毛ガニ
南部木挽唄、海と山の合わさった文化、黒森神社、閉伊氏、鮭などの海産物を使ったもの
宮古に誇りを持っている、歴史と自然に裏打ちされた資源が豊か、おだやかさ、宮古弁
広い地域なので、山・森・川・海それぞれの暮らし、文化の魅力がある、ウニやコンブ
エターナルグリーン、うみねこ丸、海、田老こうざん、松あかし、宮古弁、区界の自然、広い宮古市
いろいろなものがたくさんあること（海・川・山）、海路から伝わった文化財が少ない

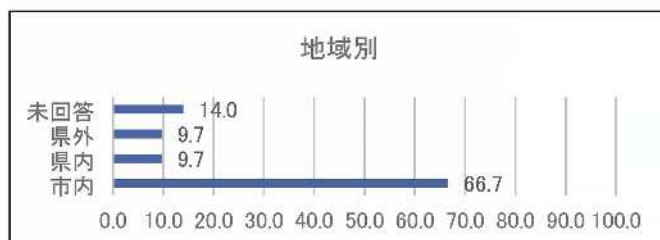
「豊かな自然、宮古弁が多い」

問13)文化財やその保護に関して、ご意見やご要望などがありましたらご自由にご記入ください。

詳 細（第1・2・3回のみ設問）
地域の宝はまだたくさん眠っていて、調査されていないところがたくさんあると思います。森林軌道あとは、15～20年前までは木の橋が残っていました。現地にはレール等の遺構がまだ残っています。
文化財を見ながら解説が聞けるツアー。

「文化財」というと堅苦しいですが、宮古の宝です。小学校で地域の学習をするときに文化財に触れていたり、学んでいるのかもしれませんが、今日の地域計画策定とあわせて改めてそのあたりの学校での学習を進めていけるような資料・副読本作成などできるといいと思います。子供のうちから「文化財」という地域の宝を知っていく、学んでいく流れをつくれるといいと思います。
1回のイベントで2つ以上の講演、見学が体験できるイベントで、異分野の文化（地質と防災・建物等）が学べると楽しい。
宮古にとっても多彩な文化財があることを宮古の若い世代に伝え、ジオパークと併せて楽しみたい。
近内～千徳城～青猿神社～長根寺～山口～黒森神社を繋ぐ旧道の復活。歩道としての整備と案内板の設置をしてほしい。夏保峠～鍬ヶ崎の旧道も整備してほしい。旧道を整備することで宮古の歴史探訪が歩いて気軽にできると思う。またこのことが宮古の文化として観光資源になると信じます。
静かを説明しながら、でも広く知らせる講座を！
市民の関心を集める工夫。①興味本位で関心事に簡単にアクセスできる。②文化財が生活につながっていることを、ストーリーをもって伝えること。③そこに（②に）感動を与える。
子どもの時からの興味をひくイベント等が必要。学校でのおもしろい話。宮古には貴重な歴史があるんだと伝えるのが大事。
田老鉾山も文化財として保護して欲しい。
多くの市民に文化財の所在がわかり、誰でも気軽に行けるようにしてほしい。パンフ作成、標柱（説明板）の充実など
住民主体で文化財を保存・活用していけるようになってほしい
地域発信のツアーを季節別に！
保全、活用という意味ではエコツアー。ジオツーリズムも一緒なので学校の地域学習でもっと体験のできるフィールドワークを実施してほしい。まず“知る”ということ。
ジオ巡りの定着。観光コース別に選べる工夫。コースの多様化。
文化財と観光は各地でよくみられるようになってきているので、現在、黒森神楽等でツアーを行うなど宮古でもそれを意識しているなあとは感じています。ただ、ここに住む私たちが、自分たちの地域の宝にまだまだ気付いていないし、地元だからこそ気づきにくいのかなと思います。文化財もそうですが、産業や自然も、地元の人が地元を知る、学ぶような機会、イベント等があるとよいと思います。
文化人などの人物にも光をあててほしい。

◆ご自身について教えてください。



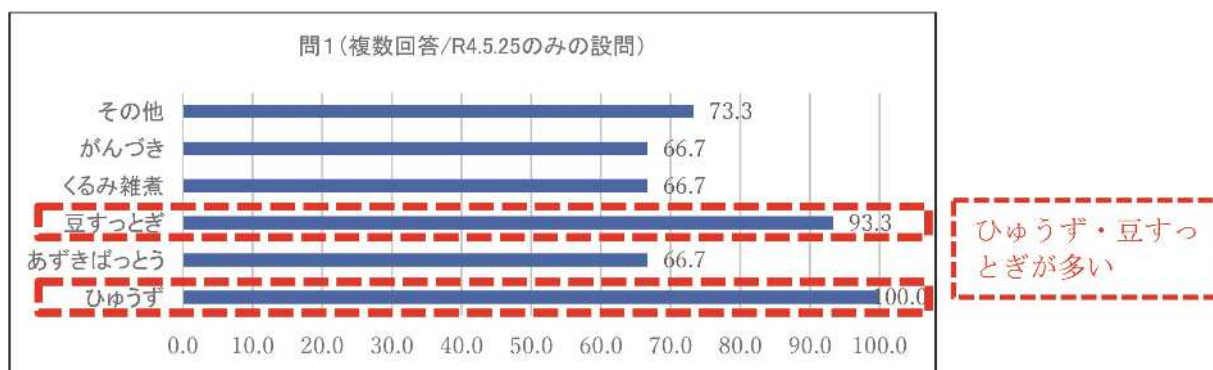
(2) イベント等アンケート

開催数: 全3回(R4. 5. 25、R4. 6. 26、R4. 7. 30-31)

回答者数: 44名

グラフ: 回答者数と各問の項目における回答数との比率を、パーセンテージで示したものとする。

問1) 宮古市の郷土料理・菓子と言えば何が挙げられますか? ※複数回答可



その他の詳細

ひつつみ(2件)、お煮しめ(2件)、シソ巻き、甘い赤飯、まめもち、かりんとう、魚のあら汁、ごぼう巻き

問2) 宮古市の特産品と言えば何が挙げられますか? ※複数回答可



その他の詳細

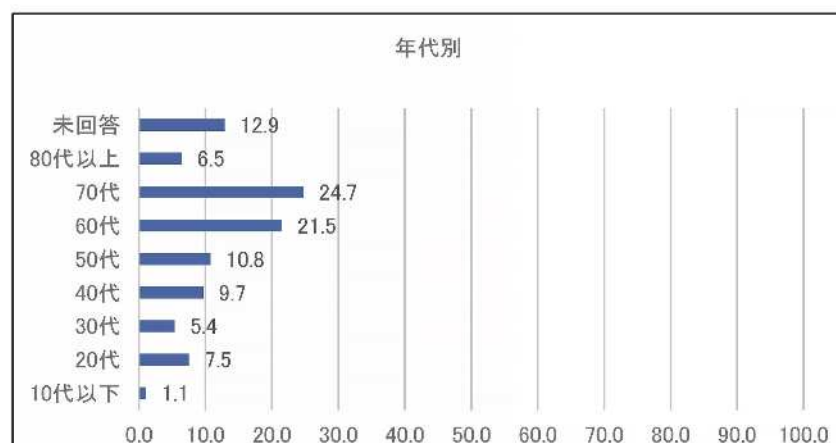
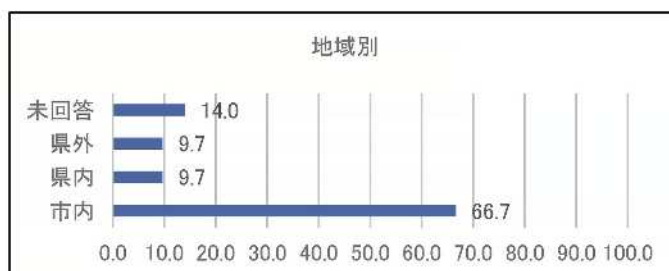
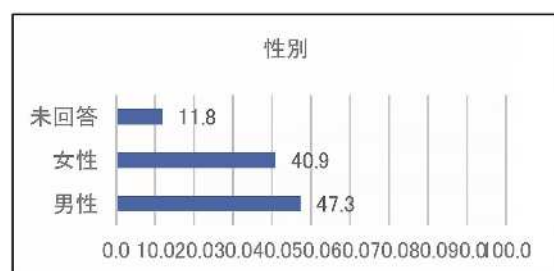
キクラゲ(岩泉)、こんにゃく球(田老)、辛味大根(和井内)、シソ、ホタテ、トラウトサーモン、山菜、煮ダコ

問3)宮古市について、自慢できるものを1つ選ぶとすれば何ですか？

詳 細
浄土ヶ浜（7件）、郷土芸能（3件）、人が優しい（2件）、縄文（センター）、市民劇、海の香り、
自然がきれい、多くの郷土料理、海産物が美味しい、くるみもち、新鮮な魚、季節毎の山菜、蜂蜜
海と山があり、自然が多く、空気も食べ物もおいしい、海、川、山、自然豊かな所
特有の地質、自然、人の営みが連動している所、田代念佛剣舞、川井のマイタケ、自然
1つではないところ、文化が残っていてすばらしい、海だけでなく山の文化も素晴らしい
浄土ヶ浜の景観、一人一人が持ち味を発揮して頑張っている所、外へのPRも上手、うまい食材
海の青さと浄土ヶ浜（観光船含む）、自然いろいろ、何より民俗芸能、史跡多い
自然が多く長生きな市、子育てに良い市、自然のすばらしさと歴史の重さ、空気のおいしさ
自然、食べ物、自然（海）、自然、おすし

「浄土ヶ浜・民俗芸能・自然系が多い」

◆ご自身について教えてください。



7. 宮古市文化財保護条例・要綱

■宮古市文化財保護条例

平成 17 年 6 月 6 日
条例第 202 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 182 条第 2 項の規定に基づき、法及び岩手県文化財保護条例（昭和 51 年岩手県条例第 44 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(所有権の尊重及び他の公益との調整)

第 3 条 教育委員会は、この条例の実施に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第 2 章 市指定有形文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第 4 条第 1 項の規定により岩手県指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを宮古市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく指定をしようとするときは、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者等（所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者をいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。

3 教育委員会は、第 1 項の規定に基づく指定をしようとするときは、あらかじめ、宮古市文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

4 教育委員会は、第 1 項の規定に基づく指定をするときは、その旨を告示するとともに当該市指定有形文化財の所有者等に通知するものとする。

5 第 1 項の規定に基づく指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 教育委員会は、第 1 項の規定に基づく指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第 5 条 教育委員会は、市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失ったとき、その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前条第 3 項から第 5 項までの規定は、前項の規定に基づく指定の解除について準用する。

3 市指定有形文化財について法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定又は県条例第 4 条第 1 項の規定による岩手県指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知するものとする。

5 所有者は、第 2 項において準用する前条第 4 項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第 6 条 市指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の理由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

4 第 1 項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者等の変更等の届出)

第 7 条 市指定有形文化財の所有者等が変更したときは、新たに所有者等となった者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更し

たときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（滅失、き損等の届出）

第8条 市指定有形文化財の所有者等（管理責任者があるときは、その者）は、当該市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更の届出）

第9条 市指定有形文化財の所有者等（管理責任者があるときは、その者）は、当該市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（修理）

第10条 市指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。

（管理又は修理に要する費用）

第11条 市指定有形文化財の管理又は修理に要する費用は、当該市指定有形文化財の所有者等の負担とする。

（管理又は修理に要する費用の補助）

第12条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、当該市指定有形文化財の所有者等がその負担に堪えないとき、その他特別の理由があるときは、市は、予算の範囲内において、当該市指定有形文化財の所有者等に対し、その管理又は修理に要する費用の一部を補助することができる。

（管理又は修理に関する勧告）

第13条 教育委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、当該市指定有形文化財の所有者等（管理責任者があるときは、その者）に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 市は、予算の範囲内において、前2項の規定に基づく勧告による管理又は修理を行う者に対し、その管理又は修理に要する費用の一部を補助することができる。

（有償譲渡の場合の納付金）

第14条 第12条又は前条第3項の規定に基づき、市が補助金を交付した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。）は、当該補助に係る管理又は修理が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡したときは、当該補助金の額の範囲内で教育委員会規則で定める計算方法により算出される金額を市に納付しなければならない。

2 前項の場合において、市指定有形文化財を譲り渡した相手方が市であるときその他特別の理由があるときは、市長は、同項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

（現状変更等の制限）

第15条 市指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急の措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可には、市指定有形文化財の保存のために必要な限度において条件を付すことができる。

4 教育委員会は、第1項の規定による許可を受けた者が前項の規定に基づく許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

5 市は、第1項の規定による許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の規定に基づく許可の条件を付されたことにより損失を受けた者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。

（修理の届出）

第16条 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条の規定に基づく補助金の交付を受け、第13条第2項の規定に基づく勧告により、又は前条第1項の規定による許可を受け市指定有形文化財の修理を行うときは、この限りでない。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の規定による

届出に係る市指定有形文化財の修理について技術的な指導及び助言をすることができる。

（公開）

第17条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく勧告により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

3 第1項の規定に基づく勧告による市指定有形文化財の出品に要する費用は、市の負担とする。

4 市は、第1項の規定に基づく勧告により市指定有形文化財を出品したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、当該市指定有形文化財の所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財が所有者等又は管理責任者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又はき損したときは、この限りでない。

第18条 教育委員会は、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第9条の規定による届出があった場合には、当該市指定有形文化財の公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理について必要な指示をすることができる。

（報告）

第19条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者があるときは、その者）に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（権利義務の承継）

第20条 市指定有形文化財の所有者等が変更したときは、新たに所有者等となった者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による従前の所有者等の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、市指定有形文化財の所有者が変更したときは、従前の所有者は、当該市指定有形文化財の指定書を新たな所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

（指定）

第21条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要

無形文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により県指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを宮古市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。）を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に基づく指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、宮古市文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定に基づく指定又は第2項の規定による認定をするときは、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする団体の代表者に通知するものとする。

5 教育委員会は、第1項の規定に基づく指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定に基づく追加認定について準用する。

（解除）

第22条 教育委員会は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失ったとき、その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認めるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認めるとき、その他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定に基づく指定の解除又は前項の規定に基づく認定の解除について準用する。

4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定又は県条例第24条第1項の規定による岩手県指定無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知するものとする。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散し、若しくは消滅したときは、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散し、若しくは消滅したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合においては、教育委員会は、その旨を告示するものとする。

（保持者の氏名変更等の届出）

第23条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則で定める事情があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散し、若しくは消滅したときも、代表者（保持団体が解散し、若しくは消滅した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存）

第24条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市は、予算の範囲内において、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、その保存に要する費用の一部を補助することができる。

（公開）

第25条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対してその公開を勧告することができる。

2 市は、予算の範囲内において、前項の規定に基づく勧告による市指定無形文化財の公開を行う者に対し、その公開に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

（保存に関する助言又は勧告）

第26条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

（指定）

第27条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第30条第1項の規定により県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを宮古市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形

の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第30条第1項の規定により県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを宮古市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 第4条第2項から第6項までの規定は、前項の規定に基づく市指定有形民俗文化財の指定について、第21条第3項の規定は、前項の規定に基づく市指定無形民俗文化財の指定について準用する。

3 教育委員会は、第1項の規定に基づく市指定無形民俗文化財の指定をするときは、その旨を告示するものとする。

（保持者又は保持団体の認定）

第28条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体（市指定無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定することができる。

2 第21条第3項及び第4項の規定は、前項の規定に基づく認定について準用する。

（解除）

第29条 教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失ったとき、その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 第5条第2項及び第5項の規定は、前項の規定に基づく市指定有形民俗文化財の指定の解除について、第22条第3項の規定は、前項の規定に基づく市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

3 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定があったとき、又は県条例第30条第1項の規定による岩手県指定有形民俗文化財若しくは岩手県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

4 第5条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について、第22条第5項の規定は、前項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

（保持者又は保持団体の認定の解除）

第30条 教育委員会は、第28条第1項の規定に基づく認定をした場合において、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認めるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認めるとき、その他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。

2 第22条第3項の規定は、前項の規定に基づく認定の解除について準用する。

3 第28条第1項の規定に基づく認定をした場合において、市指定無形民俗文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散し、若しくは消滅したときは、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする。この場合においては、教育委員会は、その旨を告示するものとする。

（現状変更等の届出等）

第31条 市指定有形民俗文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為について必要な指示をすることができる。

（準用規定）

第32条 第6条から第13条まで及び第17条から第20条までの規定は、市指定有形民俗文化財について、第24条及び第26条の規定は、市指定無形民俗文化財について準用する。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第33条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第37条第1項の規定により岩手県指定史跡、岩手県指定名勝又は岩手県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを宮古市指定史跡、宮古市指定名勝又は宮古市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定に基づく指定について準用する。

（解除）

第34条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったとき、その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定又は県条例第37条第1項の規定による岩手県指定史跡、岩手県指定名勝又は岩手県指定天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定に基づく指定の解除について、同条第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（土地の所在等の異動の届出）

第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者等（第37条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者があるときは、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第36条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急の措置を執るとき、又は保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第15条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

4 市は、第1項の規定による許可を受けることができなかったことにより、又は前項において準用する第15条第3項の規定に基づく許可の条件を付されたことにより損失を受けた者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。

（準用規定）

第37条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第16条、第19条及び第20条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 選定保存技術

（選定等）

第38条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術として選定されたもの及び県条例第43条第1項の規定により岩手県選定保存技術として選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを

宮古市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく選定をするに当たっては、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第21条第3項から第6項までの規定は、第1項の規定に基づく選定及び第2項の規定による認定について準用する。
（解除）

第39条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなったとき、その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認めるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認めるとき、その他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。

3 第22条第3項の規定は、第1項の規定に基づく選定の解除又は前項の規定に基づく認定の解除について準用する。

4 市選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術としての選定又は県条例第43条第1項の規定による岩手県選定保存技術としての選定があったときは、当該市選定保存技術としての選定は、解除されたものとする。

5 第22条第5項の規定は、前項の規定による選定の解除について準用する。

6 前条第2項の規定による認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の規定による認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散し、又は消滅したとき、同項の認定が保持者と保持団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散し、又は消滅したときは、当該市選定保存技術としての選定は、解除されたものとする。この場合においては、教育委員会は、その旨を告示するものとする。

（保持者の氏名変更等の届出）

第40条 第23条の規定は、保持者及び保存団体について準用する。この場合において同条

中「代表者」とあるのは「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

（保存）

第41条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、当該市選定保存技術について記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市は、予算の範囲内において、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存に要する費用の一部を補助することができる。

（保存に関する指導及び助言）

第42条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存のために必要な指導及び助言をすることができる。

第7章 宮古市文化財保護審議会
（設置）

第43条 文化財の保存及び活用に関し、重要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として、宮古市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（組織）

第44条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関し学識経験を有する者から教育委員会が任命する。
（任期）

第45条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 補則

（補則）

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第9章 罰則

第47条 市指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第48条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至たらしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第49条 第15条又は第36条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状

を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成17年6月6日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、その区域をもって新たに宮古市を設置する前の宮古市文化財保護条例（昭和51年宮古市条例第26号）、田老町文化財保護条例（昭和51年田老町条例第21号）又は新里村文化財保護条例（平成12年新里村条例第9号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
- 4 平成21年12月31日（以下「編入の日の前日」という。）までに、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の川井村文化財保護条例（昭和62年川井村条例第9号。以下「編入前の川井村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（平21条例30・追加）

- 5 編入の日の前日までに、編入前の川井村条例第4条第1項、第27条第1項及び第33条第1項の規定に基づき次表の左欄に掲げる文化財に指定されている文化財は、それぞれ第4条第1項、第27条第1項及び第33条第1項規定に基づき指定された同表の右欄に掲げる文化財とみなす。

川井村指定有形文化財	市指定有形文化財
川井村指定無形民俗文化財	市指定無形民俗文化財
川井村指定史跡名勝天然記念物	宮古市指定史跡名勝天然記念物

（平21条例30・追加）

- 6 編入の日の前日までに、編入前の川井村条例第27条第2項の規定に基づき川井村指定無形民俗文化財の保持団体として認定されているものは、第28条第2項の規定に基づき認定さ

れた宮古市指定無形民俗文化財の保持団体とみなす。

（平21条例30・追加）

附 則（平成21年12月16日条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

■宮古市文化財保存活用事業費補助金交付要綱
令和3年3月31日宮古市告示第67号
改正令和4年3月30日宮古市告示第95号
(趣旨)

第1条 この告示は、文化財の適正な保存及び活用を図るため、宮古市に所在する文化財の所有者等が行う保存管理又は活用に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる文化財の所有者（所有者が判明しないときは、権原に基づく占有者）、保持者、保持団体、管理者又は管理団体（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定又は登録されたもの
- (2) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）により指定されたもの
- (3) 宮古市文化財保護条例（平成17年宮古市条例第202号）により指定されたもの
- (4) その他市長が認めるもの

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとし、補助金の額は補助対象経費の2分の1以内の額とする。

- (1) 文化財の管理、修理又は防災に要する経費
- (2) 文化財の保存施設に要する経費
- (3) 文化財の保護増殖に要する経費
- (4) 文化財の伝承、公開又は記録の作成に要する経費
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に対し、国、県から補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の交付額を控除した額の2分の1以内の額を補助額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、その限度を超えて補助することができる。

(申請書等の様式)

第4条 規則第4条に定める申請書その他の

関係書類は、次のとおりとする。

(1) 宮古市文化財保存活用事業費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) その他市長が必要と認めるもの

(補助事業の軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更にとする。

(1) 事業費又は事業量の20パーセント以上の変更をする場合

(2) 事業種目の変更をする場合

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項第1号から第3号までの規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、宮古市文化財保存活用事業費補助金事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古市文化財保存活用事業費補助金事業計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付の決定通知)

第7条 規則第7条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

(申請の取下期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(事情変更等による決定の取消し又は変更の通知)

第9条 規則第9条、第12条及び第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は補助事業の内容を変更した場合の通知は、補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第7号）により当該取消し、又は変更の日から起算して15日以内に行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による報告は、宮古市文化財保存活用事業費補助金事業完了実績報告書（様式第8号）、事業実績書（様式第2号）及び収支決算書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の報告は、補助事業が完了した日から

起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による通知は、補助金額確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(請求書等の様式)

第12条 規則第16条の請求は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 規則第16条本文に定める補助金請求の場合 宮古市文化財保存活用事業費補助金交付請求書(様式第10号)

(2) 規則第16条ただし書に定める補助金請求の場合

ア 宮古市文化財保存活用事業費補助金前金払(概算払)請求書(様式第11号)

イ その他市長が必要と認めるもの(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年3月30日から施行する。

■宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会要綱

令和3年4月30日

宮古市育委員会告示第6号

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3の規定に基づく宮古市文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)の策定にあたり、必要な事項を検討するため、宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関団体の役職員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 公募による者

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から地域計画の策定が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局文化課において処理する。

附 則

1 この告示は、令和3年5月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に開催する会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

8. 地域計画の骨子（課題－方針－取り組み 対応表）

基幹と活用に関する取り組み																																																																																										
日程	取り組みの 方針	項目	理由と課題	方針	基幹と活用に関する取り組み																																																																																					
					責任 担当	事業名	事業内容	実施主体	事業計画概要 (2024～2025) (100万円)																																																																																	
調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																																
											調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																						
																					調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																												
																															調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																		
																																									調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																								
																																																			調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																														
																																																													調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																				
																																																																							調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定										
																																																																																	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定
調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																																	
										調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																							
																				調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																													
																														調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																			
																																								調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																									
																																																		調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																															
																																																												調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																					
																																																																						調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定											
																																																																																調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	
																																																																																										調査・研究・計画策定
調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																																	
										調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																							
																				調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																													
																														調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																			
																																								調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																									
																																																		調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																															
																																																												調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																					
																																																																						調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定											
																																																																																調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	
																																																																																										調査・研究・計画策定
調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																																	
										調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																							
																				調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																													
																														調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																			
																																								調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																									
																																																		調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																															
																																																												調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																					
																																																																						調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定											
																																																																																調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	
																																																																																										調査・研究・計画策定
調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																																	
										調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																							
																				調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																													
																														調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																			
																																								調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																									
																																																		調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																															
																																																												調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																					
																																																																						調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定											
																																																																																調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	
																																																																																										調査・研究・計画策定
調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																																	
										調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																							
																				調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																													
																														調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																			
																																								調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																									
																																																		調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																															
																																																												調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																					
																																																																						調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定											
																																																																																調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	
																																																																																										調査・研究・計画策定
調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																																	
										調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																							
																				調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																													
																														調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																			
																																								調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																									
																																																		調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																															
																																																												調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																					
																																																																						調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定											
																																																																																調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	
																																																																																										調査・研究・計画策定
調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																																	
										調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																																							
																				調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																													
																														調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																																			
																																								調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定	調査・研究・計画策定																																														

[illegible]

宮古市文化財保存活用地域計画

令和6年7月

発行：宮古市教育委員会

編集：宮古市教育委員会事務局 文化課

〒027-8501

岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

TEL 0193-62-2111（代表）

FAX 0193-65-7508（文化課）

印刷：有限会社宮古プリント

〒027-0052

岩手県宮古市宮町一丁目4-33

TEL 0193-62-2453

FAX 0193-64-0755